

財産承継の成功事例から学ぶニュースレター

NEWSLETTER

2024.4. Vol.170

財産承継 サポート通信

発行：◎行政書士 銚立 榮一朗事務所
〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201
TEL 03-5311-0780 FAX 03-5311-0781

< 目次 >

- ・ごあいさつ
- ・サポート事例・・・『父の所有不動産の管理と円滑な承継を目的とする、受益者連続型の家族信託手続きと公正証書遺言作成サポート』
- ・編集後記

ファイルに綴じて保存できます



行政書士 銚立 榮一朗事務所
Change&Revival 株式会社
代表 銚立 榮一朗

事業承継アドバイザー ECA
宅地建物取引士
ビジネス法務エキスパート®

1974年生れ おひつじ座 B型
趣味：子育て、キャンプ、車

<ごあいさつ>

こんにちは。
財産承継コンサルタント／行政書士の銚立です。

前月に誕生日を迎えて、節目の50歳となりました。

35歳で独立開業し、それから15歳年を取ったと考えると、感慨深いものです。

本当の意味で、気力、体力が充実しているのは、あと10数年でしょうか。

仕事、子育て、趣味と、悔いのないように日々を過ごして行きたいと思っています。

<サポート事例>

『父の所有不動産の管理と円滑な承継を目的とする、受益者連続型の家族信託手続きと公正証書遺言作成サポート』

4年前に、姉弟間の不動産売買をサポートさせていただいたK.I様。今回は、お父様名義の不動産の管理と相続対策について、具体的に相談したいとご連絡をいただきました。

内容は、もともと一筆だったお父様名義の土地上に、①ご両親と二男様が住む実家、②K.I様夫婦の自宅、③収益物件（アパート）が建っており、将来の父の相続にあたって、どのような準備をしておくべきかというもの。（以前の当事務所のアドバイスにより、土地は①②③の敷地として分筆済み。）

また、この度の確定申告で、お父様が自分で申告書を作成するのが難しくなり、今後、収益物件は子供世代で管理することになったため、このタイミングで必要な手続きを行いたい、というものでした。

当事務所では、パートナー税理士による相続税の試算相談をアレンジしたうえで、財産承継の手法の検討を開始。

ご両親を含む複数回の家族会議に同席し、財産承継の目的、方針について話し合い、手法についての詳細を詰めて行きました。

その後、③収益物件の承継については、今後、管理・運用を行う二男様を受託者とし、お父様亡き後の第二受益者を奥様（K.Y様のお母様）、残余財産

つづき↓

の帰属者を二男とする、受益者連続型の家族信託を活用すること。

あわせて、①実家敷地を二男様、②K.I様夫婦の自宅敷地をK.Y様、金融資産等を奥様（K.Y様のお母様）に相続させる内容の遺言書の作成を提案。

一点、遠方に住むご長男様に承継させる不動産がないという懸念点がありましたが、相当額の死亡保険金をご長男様に遺すという方向で、ご家族内で調整していただきました。

手法の詳細が定まった後は、当事務所にて信託契約書と遺言書の原案を作成。

公証役場とやり取りを行い、信託登記についてはパートナー司法書士と連携し、無事、信託契約公正証書と公正証書遺言の作成をサポートさせていただきました。

<お客様の声>

「今後相続の時もワンストップでお願いできるので、とてもあり難いと思います」（東京都杉並区 K.I様 50代）

——当初、どのようなことでお困りだったのですか？

父が所有している小さなアパートの経営がどん

な状況になっているのか分からなかったこと。

さらに、高齢の父に代わりその管理を今後きょうだい3人でどのようにしていくか、相続問題も含め今のうちに整理したいと思っていました。

——何が決め手となって、業務を依頼しましたか？

ホームページが分かりやすかったことと、（事務所が）家から近かったことです。

——実際に業務を依頼されてみていかがでしたか？

年齢も近く親しみやすい先生で、とても話しや

すかったです。

途中でアパートの修繕問題や父の入院などで手続きが伸びてしまいましたが、最後までご助言をいただきました。

また、税理士や司法書士の先生などもご紹介してくださり、今後相続の時もワンストップでお願いできるので、とてもあり難いと思います。

——どんな人が当事務所を活用すると良いと思いますか？

まずは漠然とした不安がある方、何から手を付けていいのかわからない方などが活用されると良いと思います。

<編集後記>

辛かった花粉症の症状の落ち着いた3月中旬頃、ソロキャンプに行ってきました。当初、富士山が見える場所がいいなと思い、山中湖のキャンプ場を予約したら、気温をチェックするとなんとマイナス7℃！さすがに怖気づいて近場の相模湖のキャンプ場に予約を取り直しました。時期的にまだ人が少なく、敷地内に温泉もあり、快適なソロキャンプが楽しめました。次回こそは富士山へ！

行政書士 銚立榮一朗事務所は、法律手続きの助言・提案・代行を通じ、お客様の“ハッピーな将来を実現する”お手伝いしております。

<主要業務>

■ 個人のお客様

遺産相続 遺言書作成 生前贈与 親族間売買 家族信託
成年後見 貸地・借地 家庭の資金繰りサポート

■ 法人のお客様

会社・法人設立 営業許認可手続 資金調達・資金繰り
契約書作成 事業承継計画サポート 借入金整理

■ 中小企業向け 経営アドバイザー & 財産コンサルティング

◎社内研修、顧客向け講演会・セミナー等の講師

についてもお気軽にご相談ください。

- 財産の問題で困っている
- 経営の問題で困っている
- お客様の問題解決の支援をしたい

お気軽に
ご連絡ください！

行政書士
銚立榮一朗事務所
HOKODATE EIICHI LAW OFFICE
Change&Revival 株式会社
宅地建物取引業免許 東京都知事 (3) 第 94647 号

〒167-0042 東京都杉並区西荻北 3-22-20-201

TEL 03-5311-0780 (9:00~20:00 土日祝休) FAX 03-5311-0781

ホームページ <https://www.hokodate-jimusyo.com> >> **銚立 事務所** **検索**

ネットからも本紙を
見ることができます。

詳しくはこちら →



または、「サポート通信オンライン」で検索
<https://hokodate-jimusyo.com/news.html>

* 送付先の変更をご希望の場合は、お気軽に当事務所までご一報ください！